

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年5月3日 10時30分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港木場金岡ふ頭北方沖 名古屋港東航路第12号灯標から真方位353° 3.2海里付近 （概位 北緯35° 04.0′ 東経136° 50.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{あき} 明Ⅱは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 明Ⅱ、5トン未満（長さ6.85m） 240-27783愛知、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力128.7kW、回転数 毎分5,800、4気筒、ボア97mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、航行中、主機が停止して運航不能となり、付近マリーナの救助艇にえい航された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機を調査したところ、バッテリーの端子と主機への給電用電線が適切に接続されておらず、接触不良が生じて主機に給電されなくなっていることを認めた。
分析	本船は、航行中、バッテリーから主機への給電用電線が適切に接続されていなかったことから、接触不良が生じて主機に給電されず、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、バッテリーから主機への給電用電線が適切に接続されていなかったため、接触不良が生じて主機に給電されず、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 給電用電線は、適切に接続されていることを確認すること。